

○ぎ装員の指定等に関する通達

昭和 36 年 5 月 1 日

海幕総人第 2 号の 143

改正 昭和 39 年 3 月 10 日 海幕人第 1403 号

昭和 45 年 6 月 15 日 海幕人第 3054 号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

ぎ装員の指定等に関する通達

関連文書：昭和 30 年海上自衛隊訓令第 25 号

標記について、下記のとおり定められたから命により通達する。

記

- 1 ぎ装員の指定及び取消しは次表左欄に掲げる者について、右欄の者が行なう。

ぎ装員長 幹部自衛官たるぎ装員	海上幕僚長
准尉、海曹又は海士たるぎ装員	当該自衛官の任免 権者

- 2 ぎ装員の指定及び取消しは、個別命令によるものとし、その書式は次の例による。

- (1) 指定する場合

「〇〇〇〇号艦（艇）ぎ装員（長）に指定する

階 級 氏 名」

- (2) 指定を取消す場合

「〇〇〇〇号艦（艇）ぎ装員（長）の指定を解く

階 級 氏 名」

- (3) 命名後にあつては、前記 2 号の書式中の「〇〇〇〇号艦（艇）」に替えて当該艦（艇）名を使用し、命名前にぎ装員の指定を受けたものに対しては、命名後別に個別命令を用いることなく、以前の個別命令中の「〇〇〇〇号艦（艇）」を当該艦（艇）名に書き替えるものとする。

- 3 ぎ装員の初年発令の時期は次を標準とする。

- (1) 潜水艦を除く艦艇にあつては、進水の 1 週間前

- (2) 潜水艦にあつては、進水の 3 月前

- (3) その他特別の必要のある場合は、海上幕僚長の指示する日

- 4 各地方総監がぎ装員を指定するにあつては、あらかじめ海上幕僚長の指示する計画によるものとし、計画を変更して指定する必要がある場合は、海上幕僚長の承認を得るものとする。